

10. 障がい福祉に関する手続き

① 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けていた方

手続き	死亡の届出、各種手帳の返還		
期限	速やかに	手続きできる人	遺族
持ち物	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳		
詳細	・亡くなられた方が、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていた場合、死亡の届出と手帳の返還が必要です。		
問合せ先	自立支援課(総合庁舎 1階・5番・あお色の窓口) ☎0748-58-5323		

② 障害児福祉手当を受給していた方

手続き	死亡の届出 ※未支払がある場合は、交付請求書の提出		
期限	速やかに	手続きできる人	扶養義務者
持ち物	<input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる預金通帳等(手当未支払金交付請求者名義)		
詳細	・亡くなられた方が、障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 ・届出書の提出と未支払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。		
問合せ先	自立支援課(総合庁舎 1階・5番・あお色の窓口) ☎0748-58-5323		

③ 特別障害者手当を受給していた方

手続き	死亡の届出 ※未支払がある場合は、交付請求書の提出		
期限	速やかに	手続きできる人	扶養義務者
持ち物	<input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる預金通帳等(手当未支払金交付請求者名義)		
詳細	・亡くなられた方が、特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 ・届出書の提出と未支払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。		
問合せ先	自立支援課(総合庁舎 1階・5番・あお色の窓口) ☎0748-58-5323		

10. 障がい福祉に関する手続き

④ 特別児童扶養手当を受給していた方(対象児童の保護者が死亡)

手続き	受給者死亡の届出 【未支払分がある場合】 交付請求書の提出 【手当受給者を変更する場合】 認定請求書の提出		
期限	速やかに	手続きできる人	親族または新たな受給者
持ち物	≪未支払がある場合≫ <input type="checkbox"/> 対象児童の振込先口座がわかるもの(預貯金通帳等) ≪受給者変更の場合≫ <input type="checkbox"/> 対象児童と新たな受給者の戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 振込先口座がわかる預貯金通帳等		
詳細	亡くなられた方が、特別児童扶養手当の受給者(対象児童の保護者)の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。届出書の提出と未支払い分の手当があれば請求の手続きが、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要です。		
問合せ先	自立支援課(総合庁舎 1階・5番・あお色の窓口) ☎0748-58-5323		

⑤ 特別児童扶養手当の受給対象児童であった方

手続き	特別児童扶養手当資格喪失届の提出		
期限	速やかに	手続きできる人	親族または新たな受給者
持ち物	<input type="checkbox"/> 特になし		
詳細	亡くなられた方が、特別児童扶養手当の受給対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。受給対象児童がおひとりの場合は、資格喪失届の提出と未支払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。または、他に特別児童扶養手当の受給対象児童がいる場合は、額改定の手続きが必要です。		
問合せ先	自立支援課(総合庁舎 1階・5番・あお色の窓口) ☎0748-58-5323		

⑥ 自立支援医療受給者証の交付を受けていた方

手続き	・死亡の届出 ・自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院医療・育成医療)の返還		
期限	速やかに	手続きできる人	遺族
持ち物	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院医療・育成医療)		
詳細	亡くなられた方が、自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院医療・育成医療)の交付を受けていた場合、受給者証を返還してください。		
問合せ先	自立支援課(総合庁舎 1階・5番・あお色の窓口) ☎0748-58-5323		